

平成24年第8回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成24年11月5日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成24年11月5日
2. 閉 会 平成24年11月5日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

| | | | | | |
|----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 三 留 正 義 | 6番 | 鈴 木 満 子 | 11番 | 五十嵐 忠比古 |
| 2番 | 長谷川 義 雄 | 7番 | 多 賀 剛 | 12番 | 武 藤 道 廣 |
| 3番 | 渡 部 憲 | 8番 | 青 木 照 夫 | 13番 | 長谷沼 清 吉 |
| 4番 | 伊 藤 一 男 | 9番 | 荒 海 清 隆 | | |
| 5番 | 猪 俣 常 三 | 10番 | 清 野 佐 一 | | |

2. 不応招議員

な し

平成24年第8回西会津町議会臨時会会議録

平成24年11月5日（月）

開 会 10時00分

出席議員

| | | | | | |
|----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 三 留 正 義 | 6番 | 鈴 木 満 子 | 11番 | 五十嵐 忠比古 |
| 2番 | 長谷川 義 雄 | 7番 | 多 賀 剛 | 12番 | 武 藤 道 廣 |
| 3番 | 渡 部 憲 | 8番 | 青 木 照 夫 | 13番 | 長谷沼 清 吉 |
| 4番 | 伊 藤 一 男 | 9番 | 荒 海 清 隆 | | |
| 5番 | 猪 俣 常 三 | 10番 | 清 野 佐 一 | | |

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-----------|------------|-----------|
| 町 長 | 伊 藤 勝 | 建設水道課長 | 酒 井 誠 明 |
| 副 町 長 | 藤 城 良 教 | 農林振興課長 | 佐 藤 美 恵 子 |
| 総 務 課 長 | 伊 藤 要 一 郎 | 会計管理者兼出納室長 | 田 崎 宗 作 |
| 企画情報課長 | 杉 原 徳 夫 | 教育委員長 | 井 上 祐 悦 |
| 町民税務課長 | 新 田 新 也 | 教 育 長 | 佐 藤 晃 |
| 健康福祉課長 | 高 橋 謙 一 | 教 育 課 長 | 成 田 信 幸 |
| 商工観光課長 | 大 竹 享 | | |

会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 佐 藤 健 一 | 議会事務局主査 | 薄 清 久 |
|--------|---------|---------|-------|

第8回議会臨時会議事日程（第1号）

平成24年11月5日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 西会津小学校敷地造成工事請負契約の変更契約について

日程第6 議案第2号 町道野沢柴崎線道路改築工事請負契約の変更契約について

日程第7 議案第3号 西会津診療所太陽光発電施設等設置工事請負規約の変更契約について

閉 会

○議長 おはようございます。

ただいまから、平成24年第8回西会津町議会臨時会を開会します。(10時01分)
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいただきます。

事務局長。

○事務局長 報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり3件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。

なお、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長、及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、2番、長谷川義雄君、9番、荒海清隆君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日11月5日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日11月5日の1日間に決定しました。

日程第3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第5、議案第1号、西会津小学校敷地造成工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第1号、西会津小学校敷地造成工事請負契約の変更契約について、ご説明申し上げます。

本工事につきましては、本年の6月議会定例会において請負契約のご議決をいただき、鋭意工事を進めているところであります。

本工事につきましての変更事項についてご説明させていただきます。お手元の議案説明資料もあわせてご覧ください。

本工事につきましての造成工事計画箇所の表土が耕土であり、グラウンドや建築物の地盤に適さない土質であることから、緑色の実線で囲まれた部分の表土について、0.5mの表土掘削を施工する計画でありましたが、現地掘削の結果、表土の厚さについて計画より厚い箇所がありましたことから、土工数量を変更するものであります。

また校舎南面のグラウンドについて、説明資料図面の赤色で表示されております、格子状になった部分であります。雨天時等におけるグラウンドの排水確保のため、地下排水溝を10mメッシュで施工することにより、地下排水溝700mの追加、及び体験農場脇の道路につきまして、隣地畑との段差があり敷地が低いことから、隣地畑からの土砂流入防止のための擁壁工35mを追加するものであります。

工事請負契約の変更契約につきましては、先ほど申し上げました理由により変更設計書を調整いたしまして、去る10月30日付、株式会社社長谷川建材代表取締役長谷川孝氏と333万600円の増額による、請負金額7,998万600円とする変更請負仮契約書を締結いたしました。

なお、平成23年12月25日と定めております竣工期限には変更はありません。

これをもちまして、説明を終わらせていただきますが、地方自治法第95条第5項、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議いただきくださいますようお願い申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

（「討論なし」の声あり。）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津小学校敷地造成工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津小学校敷地造成工事請負規約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号、町道野沢柴崎線道路改築工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君

○建設水道課長　議案第2号、町道野沢柴崎線道路改築工事請負契約の変更について、ご

説明申し上げます。

本工事につきましては、本年の8月議会臨時会において請負契約のご議決をいただき、鋭意工事を進めているところであります。

本工事につきましての変更事項であります。下層路盤工の砕石につきまして、リサイクル促進のため再生材を計上しておりましたが、会津管内に再生材の在庫が少ないことから新材としたこと、排水工におきまして現地発生材を使用する予定でありましたが、破損が著しいものについては新材を使用すること、また法面保護工事で当初切土法面につきまして、3cmの種子混じりの土を吹き付ける工法でありましたが、現地掘削の結果、良質な土質であったことから、ネット張りとは1cmの種子混じりの土を吹き付ける工法への変更をするものであります。

工事請負契約の変更契約につきましては、先ほど申し上げました理由により変更設計書を調整いたしまして、去る10月30日付、株式会社海老名建設代表取締役小柴芳郎氏と27万7,200円の増額による、請負金額8,007万7,200円とする変更請負仮契約書を締結いたしました。

なお、平成25年3月25日と定めております竣工期限には変更がありません。

これもちまして、説明を終わらせていただきますが、地方自治法第95条第5項、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

9番、荒海清隆君。

○荒海清隆　変更契約については、問題はないと思いますが、関連してお尋ねをいたします。

工事に先立って行われました橋屋の遺跡の調査についてであります。その経費とその学術的な結果ですか、それがわかりましたらお教えいただきたいと思っております。

○議長　教育課長、成田信幸君。

○教育課長　ただ今の、関連ということで橋屋遺跡の発掘の経費について、私のほうからお答えしたいと思います。

ご存知のように橋屋の遺跡につきましては、昨年繰越をさせていただき、また今年現年ということで調査発掘をし、最終的には報告書を作成するというふうになっております。全体の額でございますが、合わせますと1,597万3,000円という形で、現在進めているところでございます。

○議長　教育長、佐藤晃君。

○教育長　発掘されたものについてでございますが、縄文土器の破片といいますか、一部発掘されてございます。

議員ご承知のように、本来ですと昭和50年代の基盤整備の段階で本格的な発掘調査、これをしなければならぬわけではございましたが、県内一斉に基盤整備が実行されまして、そのことが行われていなかったということがございまして、その当時基盤整備の段

階で入り混じっているわけでございますね。そういうちょっとマイナス点があるんですが、朱色に塗られたような、漆ではないかという専門家、お願いをしている方からのお話もいただきまして、現在東京大学でお調べをいただいている段階でございます。

先ほど課長が申し上げましたように、3月までに報告書を作成してご報告を申し上げるということになってございますが、現場の発掘関係についてはもう終了しておりますので、今整理、報告書の作成に取りかかっているところでございます。

前々から申し上げてございますように、地元橋屋地区の皆さまをはじめ、議員の皆さま、そして町民の皆さまにお呼びかけをいたしまして、説明会、こんな状況でしたということをご理解いただけるような会を設けたいと、こんなふうに思って現在進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 変更理由はわかりましたけれども、1点私もお尋ねしたいんですが、まずこの再生、リサイクル材料、再生材が県内に不足していたので新しい材料を使うしかない、まあこれは理解できますけれども、まずこの工事の見積り積算する上で、この再生材の確保はしていなかったのか。

あともう一つは、県内にはないといいますが、本町は西の、県内最西端の町ですから、近県、新潟とか山形とか、そういうところでこの再生材、リサイクル材の材料はないのかという調査はしなかったのか。その点をお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 再生材の質問にお答えいたします。

本工事につきましては、国の補助事業でございまして、補助事業の設計を組み立てる上でのルールが、当初は必ず再生材で計上しなくてはならないというルールがございまして、今回当初設計は再生材で設計をしたところであります。なお再生材の材料につきましては、近隣の、会津管内含めまして、新潟、山形等にも問い合わせはいたしましたが、再生材につきましてはコンクリートを砕いたりアスファルトを砕いたりして作るもので、そんなに在庫というものはないもので、今回東日本大震災や福島・新潟豪雨等で材料不足ということがございまして、再生材についてはちょっと使用できないというような状況でございました。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 基本的にはこれで私いいと思っているんですが、ただ町の姿勢としてお伺いしなくてはならないと思ったわけでありまして。

この再生材を使った今の道路工事、あそこだけでなく別な箇所でもやっておられるわけであって、それはちゃんとした再生材を確保したと。確保したから新しい製品を使わなくてもその道路は工事が順調に進んでいる。今の箇所だけが再生材が間に合わなかったから、新しい材料にするんだということですが、今多賀議員が言っていたとおり、なぜ確保できなかったのか。片方の業者は確保して片方の業者は確保しない、その責任は町に全てあるのか。何で俺こんなこと言うかということ、やっぱりケーブルテレビのところに行き着くわけですよ。あれは、町も請負業者も設計屋も3者がミス、それを1者にだけ負わせてやっただと。じゃあ今回は町も、だけかの責任かということ、片方の

業者は確保して片方の業者は確保できなかったと、それを全て町でとなるとこの前のそのケーブルテレビと整合性がとれないのではないのかと。そこら辺は副町長から答弁していただければいいと思います。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 長谷沼議員の質問にお答え申し上げます。

今ほどご指摘ありました再生材の利用につきましては、担当課長からご説明申し上げましたとおり、補助事業である際の一定のルールとして、まず設計上再生材を積算しなければならないというルールのもとで、町当局としては設計を組んでいるというようなことございまして、その後ですね、どうしても今ほど申し上げましたこの現状、東日本大震災ならびに豪雨災害の復旧工事により、県内の工事発注の状況が非常に多くなってきているという現状の中で、当然町当局といたしましても他県の再生材の確保ができないか、あとは業者とも十分詰めてまいってきたわけではございますけれども、そういった中において当初の工事においては確保ができた工事であればということで、今回の部分についてやむなく再生材の確保ができなかったという現状でございます。

今後は、こういった状況においてですね、発注者である町、それとは請負業者一体となって、そういった当初の設計どおりそういうことが確保できるように極力努力して、そういった対応をしてまいりたいと思っておりますが、今回の分についてはどうしても県内の公共工事の状況を見て、確保ができなかったということでございますけれども、今後とも町、請負業者そういったところで十分協議をしながら、こういった案件については対応してまいりたいと思っておりますのでご理解をいただければと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私も理解はしていると思っておりますが、決して業者にこの分を出させろとは私は言いません。それはやっぱり町が当然今までもそうしてきていましたし、これからもそういうことによって円滑な工事を進めていくべきだろうと。お述べになりませんが、私が指摘したいのはケーブルテレビに関しては、そういうルールでなかったと、今後とも町の責任を自覚して、請負契約の変更はなるべくないほうがいいわけですが、これは始めてみればいろんな不都合が出てきて変更しなくてはならないわけですから、その場合には責任を明確にしてやるべきだということを指摘しておきたいと思っております。

○議長 他に。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、町道野沢柴崎線道路改築工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、町道野沢柴崎線道路改築工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号、西会津診療所太陽光発電施設等設置工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第3号、西会津診療所太陽光発電施設等設置工事請負契約の変更契約について、ご説明申し上げます。

本工事につきましては、本年の9月議会定例会において請負契約のご議決をいただき、鋭意工事を進めているところであります。

本工事につきましてはの変更事項であります。災害時の急患対応には骨折に対するレントゲン検査や、感染症等に対する血液検査、さらには内部疾患に対する超音波検査など医療機器や照明設備等を稼働させ、迅速な対応が必要であることから医療機器等を稼働させるために必要な電力量を確保するため発電機の能力を、30キロボルトアンペアから50キロボルトアンペアに変更するものであります。

工事請負契約の変更契約につきましては、先ほど申し上げました理由により変更設計書を調整いたしまして、去る10月30日付、株式会社ユアテック会津営業所所長木村忠弘氏と381万9,900円の増額による、請負金額6,416万6,550円とする変更請負仮契約書を締結いたしました。

なお、平成25年3月22日と定めております竣工期限には変更はありません。

これをもちまして、説明を終わらせていただきますが、地方自治法第95条第5項、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 容量を変更することによって、どのような効果といたしますか、使用に変化があるのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 自家発電機の容量の効果、変化についてご説明を申し上げたいと思います。当初契約、当初設計におきましては太陽光発電で発電された電力を30キロ、30キロの蓄電池に蓄えておくということでございました。もう一方、30キロの自家発電機を、ディーゼル自家発電機でございますが、それも設置を、設計をしてございます。その30キロの蓄電池、そして30キロの自家発電機併用する形で60キロの発電能力があるということで進めてきたわけでございますが、最悪の状況を想定した場合でございますが、長く停電が続いた場合、また雨天、降雪時それらの天候の際には太陽光発電は発電をいたしません。それによりまして、最悪の事態、30キロのディーゼル自家発電機のみで災害時の緊急事態等への対応をしていくということになるわけでございますが、先生方、

医師とも協議を進めてまいりましたが、先ほど建設課長からも説明がございましたが、災害時の急患対応には骨折に対するレントゲン検査、感染症等に対する血液検査、さらには内部疾患に対する超音波、エコーでございますが、それら医療機器や照明設備を稼働させて迅速な対応が必要でございます。それらの医療機器を稼働させるために必要な電力は 50 キロボルトアンペアということでございました。先ほど申し上げました二つの蓄電池 30 キロ、それからディーゼル発電機 30 キロ、60 キロであれば 50 キロで、50 キロあればいいわけでございますが、最悪先ほど申し上げました天候が悪い場合には、発電をしないということでございますので、長い停電、長期間の停電それから長期間の降雪時、雨等の災害また曇天時にはディーゼル発電機だけで災害時の医療対応をするということになりますと、自家発電だけで 50 キロが必要だということでこのような変更内容になりましたのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町民の健康、医療は町が責任を持ってやっていかなければならない現状ですから、整備されるのに大賛成でありますよ、それは。ただ、今お話されておりましたが、お医者さんの意向を伺って変更とこう、こういう話もあったからお話するわけがありますが、やはり町の診療所を充実させて町民の健康を守るということには、それに携わっている先生方の意向を尊重して、働きやすい環境を整えていくというのは町の責任だと思ひます。それには絶えず、あなた方と先生とが話し合いをしていってれば、今 30 から 50 に変更するように先生方の意向もあってとおっしゃったので、今後は十二分にあそこに勤務なされている先生と意思の疎通を図って、診療所に関しての計画だとかこういうことに関してはもっと先生方の話を聞いて望んでいけば、こういう変更にならなくても済むわけですから、そこら辺を十分に意に留めて先生方と話し合いをしていただきたいと、十分にしているんでしょうが、さらに十二分にしていくことによってこういうことを防げると思ひますので、新しく先生もおいでになったわけですから、そこら辺はよくあそこに勤務している先生方と協議してやっていただきたいということで、お尋ねしたのでそこら辺を意を汲んで今後やっていただきたいと思ひます。何か感想があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ただ今のご質問でございますが、診療所におきましては月 1 回、月例の定例打ち合わせというのがございます。月末近くでございますが、その中でいろんな内容のスケジュール調整ですとか、そういうものも含めて、また今後の対応の仕方ということで協議しているところでございますが、今般工事にあたりましては、たまたま新しい医療体制ということでの医師との協議をいくばんも重ねておりましたので、その中での調整もございました。月 1 回の定例の打ち合わせ以外にもこういう工事があれば、先生方と十分協議をして進めてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 9 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1 点だけお尋ねをいたします。

30 キロボルトアンペアという大変高い電力を発生する太陽光発電であります、これ

は通常時で 30 キロボルトアンペア発電するわけですから、今現在通常使っておられる電力以上にその 30 キロという、余剰電力ですか、これができると思うんですが、これは売電は可能なんでしょうか。そしてその先ほど健康福祉課長も言うておられましたが、冬季間の電力が不足する、これはどうしても避けられないことだと思いますが、その辺の対応はどうするか。西会津中学校では先駆けて太陽光発電やっているわけなんです、その辺との兼ね合いを考えてみて、どういうものかお尋ねをいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今回の事業制度の問題に関する質問でございましたので、私のほうから答弁させていただきます。

今次の太陽光発電に関しましては、再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業という、その県の補助事業を活用して事業実施しているところでございます。この事業につきましては、以前ご説明を申し上げたところでございますが、売電はできないといった形になっております。従いまして、太陽光で発電した電気につきましては、通常使っている、消費している電気として使っていただいて、その分電気料というのは縮減されるというふうな形になってくるのかなというふうに思います。蓄電もしておりますので、夜間の電気の使用なんかに可能になってくるというふうな形でございます、売電はしませんがその分診療所で使う電気料の縮減、そういったものにつながってくるということでありませう。

あと、災害時に緊急に対処できるようにというふうな形の事業だということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 9 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 売電はしないで、それは自家用に使うということで電機料の、電気料金ですか、その縮減を図るというふうなことですが、この結果等も将来教えていただければ大変ありがたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませうか。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 3 号、西会津診療所太陽光発電施設等設置工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませうか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号、西会津診療所太陽光発電施設等設置工事請負契約の変更契約については原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 議会臨時会閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会に提出いたしました案件につきましては、原案のとおり、全議案とも原案のとおりご議決をいただきまして誠にありがとうございました。執行にあたっては、工期内完成を目指して、向けて十分誠意を持って取り組んでまいります。

秋もだいぶ深まり降雪を前にして何かとご多用のこととは存じますが、議員各位におかれましては健康に十分留意され、町政伸展のため一層ご活躍をされますよう、お願いを申し上げましてあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長 これをもって、平成24年第8回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(10時46分)